

「医療費のお知らせ」は医療費控除の 申告手続きに使用できます



平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。
また、医療費のお知らせを添付すると、明細の記入を省略できます。

※ただし、医療費のお知らせに記載されていない医療費分は、医療機関からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付し、それらの領収書を5年間保存する必要があります。

- 確定申告(医療費控除)に関しては国税庁ホームページ又は管轄の税務署へご確認ください。
- 医療費のお知らせについては船員保険部へお問い合わせください。
(今後「医療費のお知らせ」が不要な場合は船員保険部までご連絡ください。)

「医療費のお知らせ」の見方

	①	②	③	④	⑤	⑥		
診療を受けた方	診療年月	診療区分	日数	医療機関名など	医療費の総額(円)	船員保険からの支払い額(円)	国等からの支払い額(円)	加入者の支払い額(円)
船員 太郎 様	4年10月	通	1	せんぼ総合病院	3,560	2,492	0	1,068
				合計	3,560	2,492	0	1,068

- ① 医療機関等で診療等を受けられた年月です。
- ② 医科入院(入)・医科通院(通)・歯科(歯)・調剤(調)・訪問看護(訪)・柔道整復施術療養費(柔)の区分となります。
- ③ 医療費の総額(④～⑥の合計額)です。
- ④ 船員保険部が医療機関等に支払った額です。
- ⑤ 国等が定める法律に基づき、国等から助成を受けられた場合の額です。(該当の場合のみ表示)
- ⑥ 医療機関等の窓口等で支払われた額です。
・額は1円単位で表示されていますが、実際に医療機関等の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。
・入院の際に、医療機関等の窓口等で「限度額適用認定証」を提示したことにより、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示されます。

【注意事項】

- 特定の診療科を有する医療機関等で受診した場合、医療機関等から船員保険部への請求が遅れている場合、レセプトの内容を審査中の場合等については記載されていない場合があります。
- 医療機関名等の欄の記載がない場合があります。また、柔道整復施術療養費(柔)の場合は診療年月が複数月にわたるときに特定の月にまとめて日数や医療費が記載される場合があります。
- このお知らせには船員保険で受診等をした診療分等を記載しています。船員保険適用外の費用(入院時の個室料や歯科の差額材料費など)や入院時の食事の費用は含まれないため、領収書の金額と異なる場合があります。
- 市区町村の助成を受けられた場合等は、支払った金額等と異なる場合があります。
- 震災等により一部負担金の免除または還付を受けられた方であっても、加入者の支払額に金額が表示されていません。

確定申告に添付する場合、令和5年10月～12月は、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に添付してください。